

スウェーデンの犯罪と福祉

小 宮 信 夫

1 犯罪の情勢

「社会あるところ、犯罪あり」といわれるように、福祉先進国や生活大国として知られるスウェーデンといえども、未だ犯罪の悩みから解放されてはいない。それどころか、スウェーデンの犯罪は1950年以来増加の一途をたどってきたのである（細井・矢野，1999：10-11）。それ以前の統計を見ると、犯罪は19世紀中葉から減少し続け、第1次及び第2次世界大戦間の時期に最低の水準に達したことがわかるので、第2次大戦後、スウェーデンが高度経済成長に支えられて急速に福祉国家としての条件を整え始めたのと時を同じくして、犯罪情勢は悪化し始めたことになる。さらに、スウェーデンの犯罪は、激増傾向を示してきただけでなく、他国の公式統計と比較すると、国際的にも相当に高い水準にあるといわなければならない。

もっとも公式統計には、現実に発生しながら、法執行機関に通報されなかった犯罪などは計上されないので、その国際比較は、公式に処理された犯罪を比較しているに過ぎない。しかも、統計に記載されない犯罪の数（暗数）の認知件数に対する割合は、法執行機関に対する信頼度、犯罪被害に対する許容度など、国民の法意識・法観念によって大きく異なると考えられる。したがって、公式統計の数値の国際比較に、絶対的な信頼を置くことはできない。

このように、公式統計に絶対的な信頼を置くことができないとすれば、それを補うための調査が必要になる。それが、犯罪被害経験を一般の人に尋ねる調

査方法である。そこで、犯罪被害経験について、共通の質問項目と用語を用いて実施された国際比較調査（都市防犯研究センター『犯罪の被害に関する国際比較調査結果の概要』）の結果を見ると、スウェーデンの犯罪は、公式統計が示すほどには国際的に見て高水準にあるとはいえないことがわかる。このことを裏づけるかのように、夜間外出時の危険回避率（路上犯罪の被害に遭う危険を避けるために、夜間外出に際し、危険な地域を避けたり、連れ立って外出する等の自己防衛的回避行動を取っている割合）についても、スウェーデンは日本と同程度に低く、犯罪に対する不安感が低い。

このように、スウェーデンの犯罪情勢の国際的な位置づけに関して、公式統計に依拠した場合と犯罪被害調査を利用した場合とで差が生じてしまうことについては、前記国際比較調査における届出率の調査結果が、スウェーデン58.8%、日本39.7%であったことから、各国間の届出率の相違に、その一因を求めることができる。

しかしながら、それでもなお、スウェーデンの犯罪情勢は深刻な様相を呈しているといわざるを得ない。というのは、第一に、一国内における犯罪の時系列比較を行う場合には、国民の届出傾向が大きく変化するとは考えにくいので、公式統計に示された傾向自体の信頼性は高く、それゆえ、スウェーデンの犯罪は明らかに激増の道程を経てきたといえるからである。第二に、犯罪被害調査を利用した国際比較においても、スウェーデンの犯罪情勢は、ワースト（worst）ではないにしろ日本やスイスなどと比べるとワース（worse）であることは否定できないからである。第三に、公式統計に依拠した国際比較において、スウェーデンの殺人事犯の発生率は、殺人の多さで悪名高いアメリカと同程度に高いが、殺人罪については暗数の存在は考えにくいので、各国間で殺人罪の構成要件に差異があるものの、この数値を一応スウェーデン社会の危険度とみなすことができるからである。

2 犯罪の要因

では何故、福祉社会や成熟社会として知られるスウェーデンが、これほどまで犯罪に悩まされなければならないのであろうか。この難問に対して明確な解答を出すことは筆者の能力をはるかに超えることなので、ここでは、これまでの知見を筆者なりに整理することを通して、スウェーデンの犯罪の諸要因について概括的な図式化を試みることにする。

(1) 産業化と都市化の進展

まず、スウェーデンが、ヨーロッパの赤貧国から出発して、世界屈指の福祉国家を建設するまでの過程を眺めることから始めよう。

スウェーデンでは、いわゆる産業化が19世紀後半から20世紀初頭にかけて加速し、農業人口が激減するとともに、都市人口が急増した。それは必然的に、少なくなった農民に、農業生産性の大幅な向上（大規模化、機械化）を強いることになり、その結果、農民は集団主義的農民から個人主義的農民へと転身した。このように、一方では、多くの農民が農業を捨て、農村を離れて都市に流入し工場労働者になり、他方では、農村に残った農民も農業の生産方式を互助的なものから自助的なものへと移行させた結果、村落共同体が持っていた相互扶助機能は衰弱していった（龍円，1981：65-71）。

また、農村から都市への移住の進展は、いわゆる拡大家族制を解体し、核家族を優勢な家族形態にした。さらに都市における核家族についても、都市化の進行は、構成員の日常生活や交際範囲の分断化（個人化）をもたらした。しかも、第2次大戦後の高度経済成長期には、労働力不足を補うため、家庭の主婦の社会進出（雇用労働力化）が奨励され、その結果、女性の経済的自立が達成されはしたが、同時に離婚や同棲関係の解消も容易になされるようになった（竹崎，1981：33-40；鎌田，1995：46-51；訓覇，1991：146）。こうして、親族や家族が持っていた相互扶助機能も衰弱していった。

このように、産業化や都市化によって地域共同体と家族の相互扶助機能が衰弱してしまったため、政府がこれを肩代わりし、それまでの相互扶助機能は制度化され福祉と呼ばれるようになり（龍円，1981：62-63）、スウェーデン社会全体も「国民の家」（ハンソン元首相）と見なされるようになった（岡沢，1996：82-83）。しかし、政府の手によって相互扶助機能が発揮されるようになればなるほど、地域共同体と家族の相互扶助機能は不要になり、一層弱体化していったことも見逃すことはできない（龍円，1981：84-85）。

(2) 犯罪に対するインフォーマル・コントロールの弱体化

ところで、地域共同体や家族の相互扶助機能が衰弱したということは、犯罪問題に対しては、地域社会や家庭といった日常生活の世界における犯罪に対するインフォーマル・コントロールが弱まったことを意味する（細井・矢野，1999：67；大橋，1992：44；前野，1986：155；坂田，1984：31；1985：69-70；1986：100-101；1991：82）。すなわち、地域共同体や家族といった相互扶助のネットワークを利用して、他者から関心や援助を得るためには、そのネットワークのルールを遵守しなければならず、たとえ逸脱行動への誘惑があっても自制せざるを得ないが、相互扶助のネットワークを当てにしなくなれば、あえてそのルールを守る必要もなくなるのである。エミール・デュルケムは、「社会的統制が厳重であり共通意識が維持されるためには、社会が個人を完全に包みこむほどの小さな諸区画に区分されていることが必要である。これに反して、これらの区分が消滅するに従って、社会的統制も共通意識も衰退する」（デュルケム，1989：116）と述べているが、スウェーデンでは、この「小さな諸区画」としての役割を演じてきた地域共同体と家族が崩壊し（約2,500あった基礎自治体も約300に再編成され、集権化が進んだ。丸尾，1992：279；Olsson，1993：31）、個人ははるかに大きな区画である国家の中に放り出されてしまったようである。個人と国家の間に介在するものが何もないという社会的環境は、自由を享受するには理想的な世界ではあるが、十分に社会化されなかった人間にとっては不安に満ちた世界でもある。スウェーデンでは、このような人々が、犯罪

の誘惑に遭遇したとしても、地域共同体や家族による犯罪抑止メカニズムは起動せず、ただ犯罪発生後に、国家による事後処理的な犯罪統制メカニズムが動き出すに過ぎないといえればいい過ぎであろうか。

いずれにしても、地域共同体と家族による犯罪に対するインフォーマル・コントロールの弱化が、増加の一途をたどってきたスウェーデンの犯罪動向を最もよく説明する要因であると思われる。また、スウェーデンと日本の犯罪発生率の間に見られる相違も、両国における地域共同体と家族による犯罪に対するインフォーマル・コントロールの強さの違いに起因していると考えられる。

(3) 家族機能の障害

そこで次に、この問題をより深く掘り下げるために、家族に焦点を合わせて、それが犯罪問題にどのようにかかわっているかについて考察しよう。

スウェーデンの少年非行に関する調査研究の結果を概観すると、いわゆる家族機能の障害が極めて重要な非行要因であることがわかる。例えば、非行少年は夜を自宅で過ごすことが稀であることや、矯正施設被収容少年の4分の3は欠損家庭の出身であることが、スウェーデン犯罪防止委員会によって報告されている（坂田，1993a：101；1994：116-117）。そのうえ、成育時の劣悪な家庭環境は、成人後の社会適応に対しても悪影響を及ぼすことが報告されている（坂田，1992b：78；Mützell，1994：305-328）。このことから、スウェーデン犯罪防止委員会の報告書は、非行を抑止するためには、親が子を適切に統制する（適度に管理・拘束する）とともに、親が子に高度の援助（積極的な支持）を与えることが肝要である、と指摘している（細井，1995：105-106；坂田，1995：105）。

しかしながら、このような機能をスウェーデンの家族に期待することが果たしてできるのだろうか。「ランチタイムに離婚、ディナータイムには再婚」などと揶揄されるように（竹崎，1981：37）、頻繁に同棲と離別、結婚と離婚を繰り返すスウェーデンの家族は、個人の一時的な集合体（構成的家族、混合家族）という色彩が強いといわれている（鎌田，1995：52-54）。とすれば、ス

ウェーデンの子供にとって、家族は不安定な存在であり（婚外出生児も全出生児の約半数に上る。津谷，1997：14），自己や社会的環境の同一性と継続性に対する基本的信頼・確信としての「存在論的安心感」（ギデンズ，1993：116-126）の源泉にはなりにくいといわなければならない。しかも，母親の役割が，専業主婦→パートタイム就業者→フルタイム就業者へと変化するにつれて（津谷，1997：15），「存在論的安心感」のプロトタイプの提供者である母親が，子供の中に《心の安全装置》を据え付けるために使用できる時間は量的に減少せざるを得ない。加えて，自由化（親子の相互不干渉），平等化（親子関係の対等化），及び福祉化（親子の相互依存の不要化）が進展するにつれて，子育ての目標や躰の意義が不鮮明になり（竹崎，1981：136-140），また母親自身，余暇は自分の趣味に振り向ける傾向があるともいわれており，そうだとすれば，母が子に《投資》する時間は質的にも減少していることになる。

このような実態に鑑みるならば，子供を非行から遮断するために必要な《統制と援助》の機能を，スウェーデンの家族は十分に果たしているとはいえない（エクボン，1995：103）。それゆえ，多くの置き去りにされ（自立ではなく）孤立した子供が，一方では，アルコールや薬物に孤独の癒しを求め，他方では，不良交友的仲間集団に「存在論的安心感」の源泉を求めることも，自然の成り行きといえなくもない（細井，1981b：156-157；1984a：148-149；坂田，1985：77-78）。しかし，アルコールや薬物が引き金になり，あるいは，不良交友的仲間集団の非行副次文化に駆り立てられて，こうした若者は，粗暴行為（細井，1984a：127；坂田，1986：84-91；1994：131；Mützell，1995：75-88），ヴァンダリズム（大橋，1992：37-39；花島，1995：141；坂田，1985：79），フーリガニズム（西村，1993：10-12；坂田，1987：106-107），別荘荒し（細井，1981c：182-183；1984a：128，140；1984b：206-207）などの犯罪・非行に至るのである。

さらに，問題を抱えた若者の救済策についても，スウェーデンでは，家族機能の修復を図ることよりも，相談機関や保護機関を整備・充実することの方に重点を置いてきた（細井，1981a：162-164；1995：82）。その結果，若者の問

題解決には多種多様な大人が関わることになったが、そのことが、若者に多数の大人の間で漂流・浮遊することを強い、若者による「存在論的安心感」の源泉探しを混乱させていることも否定できないであろう（大橋，1992：39）。

このように、家族機能の障害は、スウェーデンの青少年問題に暗い影を落としているが、問題はそれだけではなく、家族機能の低下は、夫婦間にも暗い影を投げている。女性の男性への経済的依存という関係が消滅し、離婚や同棲関係の解消が非逸脱化したスウェーデンでは、夫婦間の葛藤や家族との離別から生活破綻をきたす男性が多く、そこからアルコール依存や薬物乱用に走る男性も多いようである（大橋，1984b：99；竹崎，1981：127；鎌田，1995：50-51；坂田，1992b：79）。こうした男性が、児童虐待や女性虐待、さらには謀殺までも犯しており、家族機能の障害は成人犯罪の要因でもあるのである（細井，1984a：130；西村，1993：12-13；鮎川，1994：212-213；坂田，1993a：90-93；1996：133-135）。

(4) 経済危機

以上、スウェーデンが、第2次大戦後、犯罪現象の悪化を経験しなければならなかった主たる要因と考えられる、地域共同体と家族による犯罪に対するインフォーマル・コントロールの弱化について述べてきた。これに加えて、犯罪統制にとって重大な脅威となったのが、90年代に入ってからスウェーデン経済を襲った戦後最悪の不況である。1970年には世界3位であったスウェーデンの国民一人当たり国内総生産は、96年には16位まで後退し（宮本，1997：29），80年には約5,000であった破産件数が、92年には22,400になり（Statistics Sweden, 1994：41），失業率も、89年の1.5%から、96年の8.1%へと急激に悪化した（朝日新聞1997年5月8日朝刊8頁）。その直接的な原因は、冷戦の終結とEU加盟によって、戦後の経済的繁栄をもたらした「孤高の中立」や「閉鎖系社会」が崩れたこと（軍需の低下，資本の流出，財政赤字の縮減など）にあるとしても、その背景に、福祉国家に内在する構造上のジレンマがあることを見逃すことはできない。すなわち、スウェーデンの《高福祉・高負担》のシステムは、

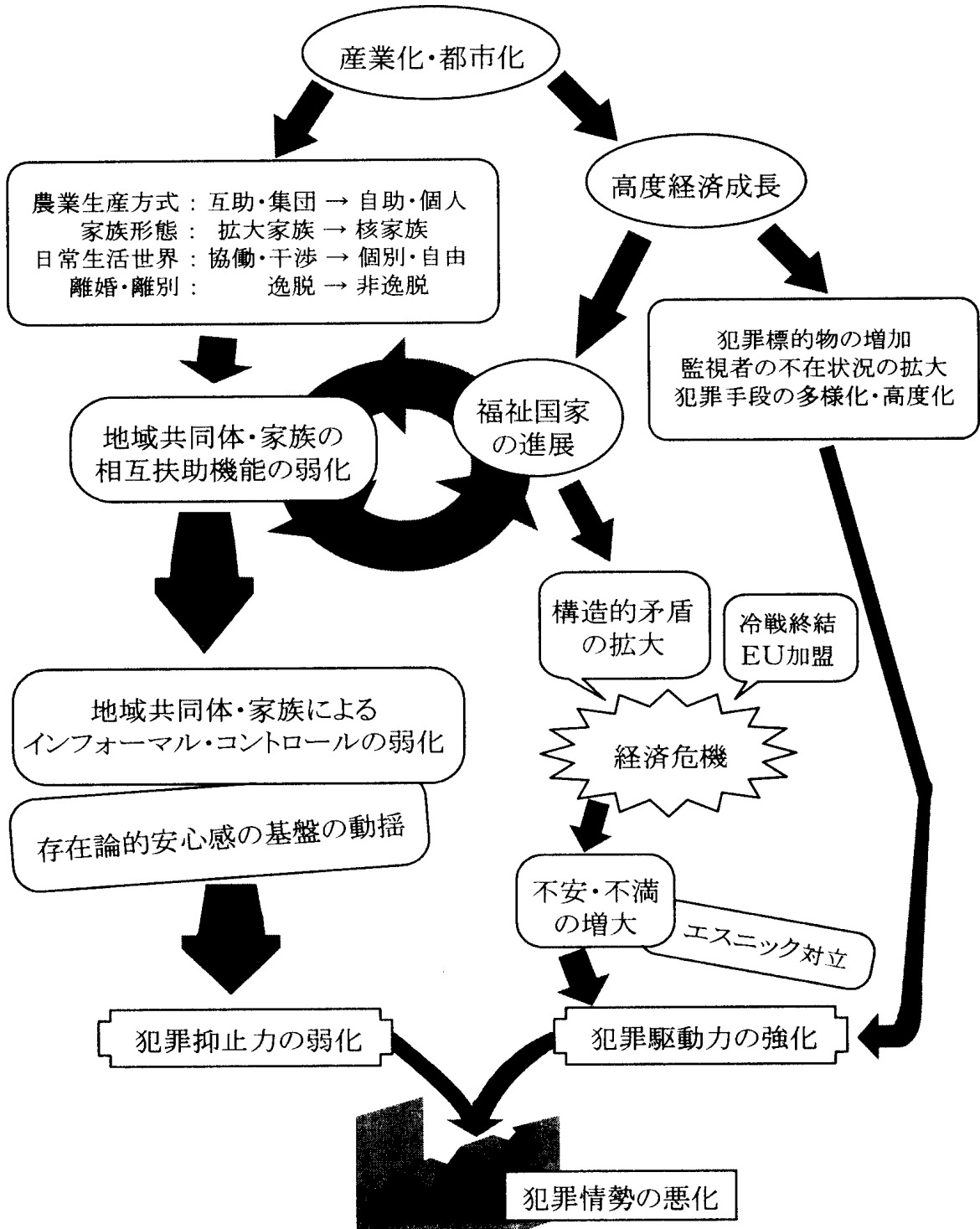
労働者の勤労意欲を減退させ（重税感や過保護の政策が原因で）、企業活動のインセンティブを損ない（重い経営者負担が原因で）、経済の活力を奪い（公的部門の肥大化・官僚主義化が原因で）、結果として、スウェーデン経済の国際競争力を失わせる虞があり、そうなれば、完全雇用を維持することは不可能になり、その結果、税金の収入は痩せ細り、《高福祉・高負担》のシステムは機能不全に陥らざるを得ないのである（丸尾，1992：266-269；宮本，1997：30-31；大橋，1984a：14-16；1992：42-43）。

こうした構造的矛盾が顕在化した結果としての経済危機は、「最後は福祉が支えてくれるとの確信が揺らぎ始めた」（ストックホルム大学アンダーソン研究員）とさえいわしめた（朝日新聞1997年5月8日朝刊8頁）。

このように、90年代の経済危機は深刻なものであり、それは当然、犯罪問題に対しても暗い影を落とした（ちなみに、暴行事犯は1991年には40,454件であったが、95年には34%増の54,380件となった。Statistical Yearbook of Sweden '97）。とりわけ、この経済危機を背景にした不安や不満が移民という具体的な対象への憎悪に転化し、外国人は犯罪傾向が強いという言説が流布したことは看過することができない。すなわち、経済危機は外国人犯罪を社会問題化・政治問題化し、その結果、スウェーデン人集団と外国人集団との間の摩擦や葛藤が激化し、それが犯罪の一要因となったのである（鮎川，1992：169；1994：215；坂田，1985：70-72；1992b：81-83；von Hofer and Tham, 1991：1-12；Martens, 1995：277-278, 283-284）。

以上の議論に基づいて、スウェーデンの犯罪の要因を図式化すると、図1のようになる。

図1 スウェーデンの犯罪の要因



3 犯罪の防止

ではどのようにして、スウェーデンはこれまで、増加する犯罪と対決してきたのであろうか。この問題については、個人の自衛行動から受刑者の改善更生まで、公式／非公式のさまざまな態様の活動を視野に入れて考察する必要があるが、筆者にはそれだけの知識・能力がないので、ここでは、スウェーデンが経験したパラダイム・シフトとでも呼べるような刑事政策における転換に焦点を合わせて概観することとする¹⁾。

(1) 犯罪者中心のアプローチ

「国民の家」を標榜する福祉国家スウェーデンでは、犯罪者は社会的弱者あるいは社会的敗者であるから、国家から保護や援助さらには治療を受けるべきであるとされていた（坂田，1984：30-31；1992a：121-122；1989：105；1992b：88；細井，1982：150-151）²⁾。そのため、刑事司法機関は、犯罪者が「何をしたか」よりも「何故したか」に注意を払うべきであり、犯罪行為の原因が発見できれば、そこに治療のメスを入れることにより再犯は防止できる、と考えられていた。要するに、犯罪の防止という目的によって刑罰が正当化されていたのである（功利主義的刑罰観）。

そこで、犯罪対策の最終手段とされた施設内処遇（拘禁刑）においても、受刑者の反社会性を除去し、遵法精神を醸成するための処遇プログラムが実施され（エクボン，1995：105-108），また少年に対しては特別に、不定期の施設収容処分（少年拘禁）が用意され、再び犯罪に陥らないため（特別予防）の教育プログラムが実施されていた（前野，1988：72）。

しかしながら、1970年代以降、状況は一変し、功利主義的刑罰観に対する批判が高まった（坂田，1984：33-35；1993b：21；澤田，1993：62；前野，1988：83-84）。それは大略次のような批判であった。①各種の処遇プログラムの中で再犯率に差が認められない——犯罪行為の原因を探求することは困難であり、

仮にそれが発見できても、それを除去する技法を開発することは一層困難である。②刑罰によって犯罪者の性格を治療することは、犯罪者の個性を改造し、その自己決定権を奪うものであり倫理上許されない。③不定期の制裁は、犯罪者の将来の犯罪行為の予測に基づいて科されるものであるが、その予測を誤る蓋然性は高く、その程度の予測を根拠に自由を奪うことは正義に反する。

(2) 犯罪中心のアプローチ

こうして犯罪者中心の刑事政策思潮は後退し（少年拘禁も1980年に廃止された）、替わって犯罪中心の刑事政策思想が台頭した（細井・矢野，1999：31）。まず、功利主義的刑罰観に替わって、「当然の報い」（*just deserts*）をキャッチフレーズとする応報主義的刑罰観が興隆した（坂田，1984：35-36；1992a：122-124；1989：86，92-103；von Hofer and Tham, 1991：3）。その考え方は、刑罰は、それを科される者の道義的有責性によってのみ正当化されるというものであった。道義的有責性は犯罪の重大性に比例するので、結局応報主義的刑罰観は、罪刑均衡を目指すことになる。すなわち、それまでの功利主義的刑罰観が、「犯罪が行われなように罰する」という未来指向的発想に基づいていたのに対し、応報主義的刑罰観は、「犯罪が行われたから罰する」という回顧的思考に基づくものなのである（von Hirsch, 1985：31）。もっとも、スウェーデンの応報主義的刑罰観は、科された刑罰の枠内で、受刑者の社会復帰のための処遇プログラムを実施することを否定するまでには至っていないようである（坂田，1989：103-104；澤田，1993：76；エクボン，1995：106；伊藤，1997：92-93）。

このように、功利主義的刑罰観から応報主義的刑罰観への視座の移動は、犯罪の防止という役割をもはや刑罰に期待してはならないことを意味した。そのため、犯罪防止の役割を、刑罰以外の何らかの対策に担わせることが必要になり、そこに登場したのが状況的犯罪予防理論を中核とする環境犯罪学であった（クヌットソン，1997：48-50；坂田，1992b：101）。それは、対策の焦点を、個人の反社会性の除去ではなく、地域や場所の犯罪誘発性・犯罪許容性の低下

に合わせ、犯罪の実行をより難儀にしたり、目撃される蓋然性を高めたり、犯罪からの利益を減らすことなどを提唱するものであった（Wikström, 1995 : 31）。具体的には、万引の防止のために、商店内に警察官のマネキン人形を置くとともに、頻繁に盗まれる品目を店員に教えたり、小切手偽造の防止のために、小切手で決済する場合には身分証明書の呈示を求めたり、アルコール関連の犯罪の防止のために、毎週土曜日には国営の酒屋を閉店にする施策などが実施された（クヌットソン, 1997 : 54-57）。

また、スウェーデン犯罪防止委員会やストックホルム大学では、環境犯罪学の視点から、（犯罪者ではなく）犯罪の地域的偏在の研究も進んだ（鮎川, 1992 : 169 ; 1997 : 178-180）。例えば、ヴィクストロームは1982年にストックホルムで発生した犯罪を調査し、その結果に基づいて、①公共空間における暴力の75%は、居住人口の35%、土地面積の18%である中心地帯で発生したが、②家庭内暴力は、中心地帯に集中することはなく、低所得者が多く住む公営住宅区域で多発し、③不法行為目的住居侵入は、逆に、高所得者が多く住む地域で多発したことなどを報告している（Wikström, 1991 : 200-213, 225-232）。

(3) 安全な福祉社会を求めて

このようにスウェーデンは、犯罪を防止するためにさまざまな対策を講じてきた。しかしながら、こうした対策をもってしても、犯罪の激増を押し止めることはできなかった。それゆえ、犯罪の趨勢は、刑事政策の影響をほとんど受けなかったといわざるを得ない（坂田, 1989 : 88）。換言すれば、犯罪の趨勢は、刑事司法制度及びその運営（犯罪に対する[・][・][・][・][・]フォーマル・コントロール）とは無関係の要因（すなわち、地域共同体と家族による犯罪に対する[・][・][・][・][・]インフォーマル・コントロール）によって大部分が支配されてきたといえるのである。

したがって、犯罪を防止するためには、犯罪に対するインフォーマル・コントロールを強化することが必要であるといえよう。しかしながら、強力なインフォーマル・コントロールを甘受させるためには、その報酬として「存在論的安心感」を与えることが不可欠である。ここで重要なことは、「存在論的安心

感」の源泉になり得るのは、家族であって国家ではないということである。すなわち、「法律では人間関係を切断することはあっても人間関係を形成することは少ない。人間関係を形成しうるのはやはり『家族』をはじめとして人間が日常的に関わる小集団」(細井, 1995:114)なのである。しかし、スウェーデンでは、その家族に揺らぎが生じている。スウェーデンの知人も私にこう語った——「家族崩壊の原因は子供さ。スウェーデンでも昔は『子はかすがい』といわれていたけど、今では『子はストレスのもと』なんだ。仲がよかった男女でも、子供ができると急におかしくなったりするし、子供も両親がうまくいかなくなったのは自分のせいだと思っている。かといって、今の豊かさを維持するためには、親は二人とも外で働かなくちゃならないから、どっちかが子育てに専念することも無理なんだ。つまり、もう昔の家族には戻れないってことさ。ノーチョイスさ」。

実験国家スウェーデンが、どのようにしてこのジレンマを脱し、安全な社会を建設していくのか——そこに福祉社会のあるべき姿を見いだしたいと願っているのは私だけではあるまい。

注

- 1) ヴァールー＝シューヴァル夫妻の“マルティン・ベック・シリーズ(『ロゼアンナ』から『テロリスト』まで全10作, 角川文庫)”は、作者自身が、「わたしたちの描く犯罪は事実ではありません。けれども、この豊かな社会の病根をリアルに描写したものだ、と言うことはできるでしょう」(『笑う警官』430頁)と述べているように、犯罪問題を通して1960年代から70年代にかけてのスウェーデン社会の変遷を描いたものであり、警察小説ではあるが、そこから、スウェーデンの警察官の日常生活の世界を垣間見ることができる。
- 2) 犯罪者の人権についても、できるだけ尊重されなければならないとされ、死刑制度が廃止され(1921年)、犯罪報道匿名主義が倫理綱領で採用され(1923年, 74年)、報道被害の救済のためプレス・オンブズマン制度が導入された(1969年)。

〔引用文献〕

鮎川潤(1992)「スウェーデンの犯罪と犯罪学」『犯罪社会学研究』17号:167-173頁。

- 鮎川潤 (1994) 『少年非行の社会学』 世界思想社。
- 鮎川潤 (1997) 『犯罪学入門』 講談社。
- デュルケム (Durkheim, E., 1989), 井伊玄太郎訳 『社会分業論 (下)』 講談社。
- エクボン (Ekblom, T., 1995), 朴元奎訳 「スウェーデンにおける犯罪と矯正制度の現況」 『犯罪と非行』 106号: 100-127頁。
- ギデンズ (Giddens, A., 1993), 松尾精文・小幡正敏訳 『近代とはいかなる時代か? ——モダニティの帰結——』 而立書房。
- 花島政三郎 (1995) 「スウェーデンの青少年保護施設を訪ねて」 『犯罪と非行』 104号: 137-166頁。
- 細井洋子 (1981a) 「スウェーデンの青少年問題Ⅰ —性の解放と『フリーセックス』—」 『犯罪と非行』 48号: 156-169頁。
- 細井洋子 (1981b) 「スウェーデンの青少年問題Ⅱ —薬物非行の実態とその背景—」 『犯罪と非行』 49号: 144-161頁。
- 細井洋子 (1981c) 「スウェーデンの青少年問題Ⅲ —少年非行の特徴とその社会的背景—」 『犯罪と非行』 50号: 179-193頁。
- 細井洋子 (1982) 「スウェーデンの青少年問題Ⅳ —少年非行をめぐる諸制度とその運用—」 『犯罪と非行』 51号: 149-164頁。
- 細井洋子 (1984a) 「スウェーデンの犯罪と非行」 大橋薫編 『福祉国家にみる都市化問題』: 124-151頁, 垣内出版。
- 細井洋子 (1984b) 「北欧における犯罪研究の特徴」 『犯罪社会学研究』 9号: 203-215頁。
- 細井洋子 (1995) 「スウェーデン社会の『家族』の復権 —新しい社会権の模索—」 『現代の社会病理 IX』: 76-114頁。
- 細井洋子・矢野恵美 (1999) 「福祉国家スウェーデンと犯罪」 『東洋大学社会学部紀要』 37-1号: 5-72頁。
- 伊藤広史 (1997) 「海外の矯正事情 (第五回) スウェーデン」 『刑政』 108巻5号: 88-95頁。
- 鎌田とし子 (1995) 「スウェーデンの家族と日本の家族 ——家族の国際比較研究における視点と方法——」 古屋野正伍・山手茂編 『国際比較社会学』: 44-56頁, 学陽書房。
- クヌットソン (Knutsson, J., 1997), 朴元奎訳 「スカンジナビア諸国における状況的予防の経験」 『犯罪と非行』 111号: 47-63頁。
- 訓覇法子 (1991) 『スウェーデン人はいま幸せか』 日本放送出版協会。
- 前野育三 (1986) 「スウェーデンにおける犯罪と刑罰の動向と現勢 —Brottsutvecklingen 1985の紹介—」 『法と政治』 37巻2号: 153-193頁。

- 前野育三 (1988) 「北欧の少年法 (1) ——スウェーデンの少年法と少年行刑——」『法と政治』39巻3号：69-93頁。
- Martens, Peter L. (1995), 'Immigrants and Crime Prevention', in P-O. H. Wikström, R. Clarke, and J. McCord, eds., *Integrating Crime Prevention Strategies: Propensity and Opportunity*, Stockholm: National Council for Crime Prevention: 255-299.
- 丸尾直美 (1992) 『スウェーデンの経済と福祉 ——現状と福祉国家の将来』中央経済社。
- 宮本太郎 (1997) 「90年代危機とスウェーデンの福祉改革」『労働調査』337号：29-34頁。
- Mützell, Sture (1994), 'Mortality, Suicide, Social Maladjustment and Criminality among Male Alcoholic Parents and Men from the General Population and their Offspring', *International Journal of Adolescence and Youth* 4 (3/4): 305-328.
- Mützell, Sture (1995), 'Human Violence in Stockholm County, Sweden', *International Journal of Adolescence and Youth* 6(1): 75-88.
- 西村洋子 (1993) 「福祉国家スウェーデンの社会病理 ——犯罪について」『ソシオロジカ』18巻1号：1-22頁。
- 大橋薫 (1984a) 「福祉国家の基礎構造 ——スウェーデンにみる, その特徴と問題点——」大橋薫編『福祉国家にみる都市化問題』：9-23頁, 垣内出版。
- 大橋薫 (1984b) 「スウェーデンの自殺問題」大橋薫編『福祉国家にみる都市化問題』：90-103頁, 垣内出版。
- 大橋薫 (1992) 「スウェーデン調査旅行での見聞 ——福祉モデルは大丈夫か——」『犯罪と非行』91号：36-45頁。
- 岡沢憲芙 (1996) 『スウェーデンを検証する (増補版)』早稲田大学出版部。
- Olsson, Sven E. (1993), *Social Policy and Welfare State in Sweden*, Lund: Arkiv.
- 龍田恵喜二 (1981) 『福祉国家の病理 ——スウェーデン病の解明——』毎日新聞社。
- 坂田仁 (1984) 「スウェーデン」宮澤浩一・藤本哲也編『講義 刑事政策』：28-37頁, 青林書院新社。
- 坂田仁 (1985) 「スウェーデン犯罪防止委員会の報告書概観 (1983年)」『法学研究』58巻3号：67-81頁。
- 坂田仁 (1986) 「スウェーデン犯罪防止委員会の報告書概観 (1984年)」『法学研究』59巻5号：82-111頁。
- 坂田仁 (1987) 「スウェーデン犯罪防止委員会の報告書概観 (1986年)」『法学研究』60巻10号：94-119頁。

- 坂田仁 (1989) 「現行制裁体系を改正すべき理由 (スウェーデン) —— 犯罪に対する制裁 (拘禁及び施設内矯正保護に関する委員会答申, SOU1986年14号) 第6章——」『法学研究』62巻3号: 84-110頁。
- 坂田仁 (1991) 「スウェーデン犯罪防止委員会報告書概観 (1988年及び1989年)」『法学研究』64巻3号: 67-92頁。
- 坂田仁 (1992a) 「1988年のスウェーデン刑法一部改正について」朝倉京一ほか編『刑事法学の現代的展開 (刑事政策編)』: 118-138頁, 法学書院。
- 坂田仁 (1992b) 「スウェーデン犯罪防止委員会報告書概観 (1990年)」『法学研究』65巻7号: 75-104頁。
- 坂田仁 (1993a) 「スウェーデン犯罪防止委員会報告書概観 (1991年)」『法学研究』66巻4号: 90-105頁。
- 坂田仁 (1993b) 「スウェーデンにおける契約治療保護」『犯罪と非行』96号: 20-37頁。
- 坂田仁 (1994) 「スウェーデン犯罪防止委員会報告書概観 (1992年)」『法学研究』67巻5号: 115-136頁。
- 坂田仁 (1995) 「スウェーデン犯罪防止委員会報告書概観 (1993年) —— 北欧犯罪学・刑事法制研究雑録——」『法学研究』68巻7号: 95-124頁。
- 坂田仁 (1996) 「スウェーデン犯罪防止委員会報告書概観 (1994年) —— 北欧犯罪学・刑事法制研究雑録——」『法学研究』69巻11号: 131-151頁。
- 澤田健一 (1993) 「スウェーデンの矯正の現状」『犯罪と非行』98号: 61-79頁。
- Statistics Sweden (1994), *Crime and Law in Sweden*, Stockholm: Statistics Sweden.
- 竹崎孜 (1981) 『スウェーデンの実験』講談社。
- 津谷典子 (1997) 「スウェーデンの出生率変化と家族政策」『エイジング』'97春号: 12-19頁。
- von Hirsch, Andrew (1985), *Past or Future Crimes*, Manchester: Manchester University Press.
- von Hofer, Hanns and Tham, Henrik (1991), *Foreign Citizens and Crime: The Swedish Case*, Stockholm: Statistics Sweden.
- Wikström, Per-Olof H. (1991), *Urban Crime, Criminals, and Victims: The Swedish Experience in an Anglo-American Comparative Perspective*, New York: Springer-Verlag.
- Wikström, Per-Olof H. (1995), 'Self-Control, Temptations, Frictions and Punishment: An Integrated Approach to Crime Prevention', in P-O. H. Wikström, R. Clarke, and J. McCord, eds., *Integrating Crime Prevention Strategies: Propensity and Opportunity*, Stockholm: National Council for Crime Prevention: 7-38.